

農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）
（案）

令和6年6月5日
農福連携等推進会議

目次

I 農福連携等が実現を図る社会

II 農福連携等の意義

- (1) 社会的に支援が必要な者にとっての意義
- (2) 農業経営体等と農村にとっての意義
- (3) 企業や消費者にとっての意義

III 農福連携等の現状と課題

1 認知度の向上（課題「知られていない」）

- (1) 農福連携等の強みの発信
- (2) 戦略的なプロモーションの展開

2 取組のきっかけと定着（課題「踏み出しにくい」）

- (1) 農福連携等に取り組む機会の拡大・ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築
- (2) 障害者等が働きやすい環境の整備と専門人材の育成
- (3) 農福連携等に取り組む経営の発展

3 取組の拡大と成長（課題「広がっていかない」）

- (1) 国民的運動を展開するための基盤の形成
- (2) 関係団体等での横展開等の推進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

- (1) 地域単位での仕組みづくり
- (2) 障害者等が働きやすい環境の整備
- (3) 地域における多様な連携の推進
- (4) 専門人材の育成と活躍の場の確保

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

- (1) 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成
- (2) 新たな価値の発信
- (3) ユニバーサルな取組への進化

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

- (1) ユニバーサル農園の普及・拡大
- (2) 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進
- (3) 林福連携・水福連携の推進

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である。政府は、官民挙げた取組の実践により、農福連携等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進会議」を設置し、その会議の結果を踏まえ、令和元年6月に、「農福連携等推進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を取りまとめた。

近年、農福連携の取組主体は、令和元年度末の4,117件から令和4年度末の6,343件へと大きく増加¹している。このうち、約3,300件が障害者就労施設による取組²、3,000件が農業経営体及び農業協同組合（以下「農業経営体等」という。）による取組³となっており、全体に占める割合としては、障害者就労施設では18%、農業経営体等では0.3%となっている。

農福連携は、農業分野において喫緊の課題である労働力の確保に資することが期待される取組であり、一方で、障害者にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加え、地域との交流の促進等の生活の質の向上が期待される取組である。

農福連携の更なる推進に当たっては、ビジョンに掲げられた「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題の解決に引き続き取り組む必要があるほか、地域ごとの状況（農繁閑期に農業と福祉の需給にギャップが生じる等）に応じたマッチングが必要であるといった課題があることも明らかになっており、農業と福祉の現在のそれぞれの課題に的確に対応していく必要がある。

さらに、地域で暮らす一人ひとりの社会参画を図る観点から、関係省庁による連携強化等を通じ、農福連携を、ユニバーサルな取組として、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象を広げ、また、その分野も農業のみならず林業や水産業に広げる農福連携等を推進していくことも、引き続き重要である。

こうした農福連携等は、平成27年に国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長及び働きがいのある人間らしい仕事の推進」にも通じる取組であり、障害者を始めとした社会的に支援が必要な者（以下「障害者等」という。）を含む、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に資する取組である。

令和6年5月には、改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置づけられ、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれることとなった。こうしたことも踏まえ、ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践することで、日本の食

¹ 農業経営体等、特例子会社、障害者就労施設による農福連携の取組主体数を合算した数値

² 厚生労働省・都道府県調べ

³ 農林水産省・都道府県・一般社団法人全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会調べ

や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等が促進されるとともに、多様な分野に取組のウイングが広がり、地域共生社会の実現につながっていくことを目指すものである。

II 農福連携等の意義

ビジョンの策定から5年が経過し、農福連携等の取組の中には、障害者の農業での就労支援を出発点としつつ、地域の様々な主体と関わりながら、人や地域の更なる課題解決に向かうものが生まれている。農福連携等の取組をより一層深化させていくために、その社会的な意義を改めて整理する。

(1) 社会的に支援が必要な者にとっての意義

障害者の総数が約1,160万人⁴と推計され、一人ひとりが異なる障害特性、障害の状態、生活実態等である中で、社会的に支援が必要な者が自らの意思により農業に取り組むよう意思決定の支援に配慮しつつ、就労の機会の提供や賃金・工賃の向上等を通じて、地域で質の高い自立した生活を営めるようにしていくことが重要である。賃金・工賃の向上に向けた取組を障害者就労施設の報酬上評価するとともに、都道府県及び障害者就労施設が作成する工賃向上計画において毎年度の目標工賃を設定し、結果を公表するなど、賃金・工賃向上に取り組んでおり、令和4年度の調査⁵によると、農福連携に取り組む福祉サービス事業所の約6割が「過去5年間の賃金・工賃が増加した」と回答し、実際、回答した事業所の1人当たりの月平均工賃は全国の平均工賃を約10%上回っている。このことから、農福連携は、障害者の自立した生活の確立に大きな役割を果たしていると考えられる。

また、コロナ禍を通じて、存在が浮き彫りとなった、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者など、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援や犯罪をした者等の立ち直りには、地域における人と人との交流を目的とした多様な「つながり」の場となる居場所の確保が重要である。

さらに、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には、65歳以上人口は3,653万人に達すると見込まれており⁶、高齢者が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができるよう、社会参加の機会を確保することが重要である。

これらの人々に共通するのは、社会的支援と合わせて、生きがいややりがいを見出して働く場所や社会とつながる居場所が必要であるということであり、農業には、そ

⁴ 令和3年6月厚生労働省推計

⁵ 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）

⁶ 令和5年度「高齢社会白書」（内閣府）

の要請に応えることができる可能性がある。

農業現場では、様々な種類の作物が生産され、耕起、播種、水やり、草取り、間引き、収穫、出荷調整、加工など、多岐にわたる作業が必要となる。体力をいかすことができる作業、長時間にわたる集中力が必要な繰返し作業、単独で実施可能である作業、機械の繊細な操作が得意な者に適した作業など、障害者等が個々の能力や特性に合った作業と出会うことが期待される。水路や農道の保全管理などの地域共同活動への参画を通じ、地域との交流の促進も期待される。また、農業は、農業従事者の工夫や技術の成果が収穫物の質や量といった形で見えやすく、農作業を通じて、やりがいの実感や技能・職業能力の開発・向上につながる効果が期待される。

また、近年の研究では、農作業によって、心理的・身体的ストレスの改善、集中力や自己肯定感、自信の向上、肥満傾向や睡眠障害の改善、認知機能の回復、対人交流頻度の上昇等の心身の健康等にプラスの効果がある可能性が示唆されている。

これらの農業の特色をいかすことにより、農福連携等は、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援にも資する取組として、地域で暮らす一人ひとりの well-being(ウェルビーイング)を実現し、ひいては全ての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現に貢献することが期待される。

(2) 農業経営体等と農村にとっての意義

我が国の人口減少は農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展している。基幹的農業従事者⁷は、2000年の240万人から2022年には123万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上層となっている。20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される現在の60歳未満層は、全体の約2割の25万人程度にとどまっている。農林水産業分野の有効求人倍率も高い状況にある。生産現場では多くの産地で人手不足が生じ⁸、農林水産業分野で労働力の確保が喫緊の課題となっており、農業人材の確保が重要である。その際には、多様な人材や主体の活躍を促進することが重要である。

地域に暮らす障害者を始めとする多様な人材が働きやすい生産現場づくりにあたっては、作業分解によるしごとの切り出しなど、その者の能力や特性を考慮することが求められる。このような農福連携への取組が、農業経営体にとっては、自らの農作業の工程が見える化・標準化し、誰もが取り組みやすいユニバーサルな農業へと進化させていく機会になるとともに、マーケティングや販売等の経営者として必要な取組に注力する体制の構築にもつながるものであり、農業生産の拡大や付加価値の向上といった効果も期待される。令和4年度の調査⁹によると、農福連携に取り組む農業経営体の約8割が「収益性向上に効果あり」、約6割が「人材として障害者が貴重な戦力

⁷ 自営農業に主として従事した世帯員のうちふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者をいう。

⁸ 令和4年度「食料・農業・農村白書」（農林水産省）

⁹ 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）

となっている」、約6割が「農作業等の労働力が確保できたことで、営業等の別の仕事に充てる時間が増えた」と回答しており、農福連携により農業経営へのプラスの効果が認められる。また、様々な種類の作物が生産される農業現場において、障害者が取り組みやすいよう工夫することで、障害者の農業の働き手としての可能性は大きく広がっていく。農福連携に取り組む障害者就労施設において農作業に関わった後、周囲のサポートにより自立して独立就農した事例も見られる。

また、農福連携の取組が、環境等に配慮した持続可能な農業の推進や農業の高付加価値化に貢献することも期待される。例えば、有機農業を行う際には、除草に労力を要すること等が課題であるが、特に丁寧な手作業が必要な作業においては、障害者が能力や特性をいかして貴重な戦力として活躍することが期待される。障害者が丁寧な手作業を行うことで高品質な商品の製造を実現している事例や収穫物を細かく選別することで顧客の細かいニーズに応えた丁寧な商品づくりに取り組む事例も見られ、障害者が、農業の高付加価値化に直接的に貢献することも期待される。

障害者と共に働くことができる生産現場づくりを模索することで、全ての人にとって作業効率の向上や労働安全の確保に資するスマート農業技術等や農業生産工程管理（GAP）¹⁰の生産現場への導入のきっかけとなることも期待される。

さらに、地域に暮らす障害者等の居場所であり、地域に根ざした存在である福祉事業所等が、農業分野でも活躍し、障害者等とともに、地域農業の一端を担っていくことが期待される。特に、大型機械の導入や農業の集積・集約化が容易でない中山間地域においては、これまで農村を担ってきた主体が、地域に暮らす障害者等とともに、地域の農業や農地を次世代に受け継いでいくことが期待される。

農村の人口減少や高齢化によって、これまで集落での地域共同活動により保全管理していた地域の水路や農道等の機能維持が将来的に困難となるおそれがある。このため、地域共同活動を行っている活動組織が、障害者や福祉事業所等の参画を得て、地域共同活動を継続することも期待される。

（3）企業や消費者にとっての意義

令和5年4月に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）においては、事業主の責務として、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めることが求められている。特例子会社制度¹¹の活用等により、障害者である従業員が能力や特性をいかして農業に取り組む体制をつくることや障害者が働きやすいように職場

¹⁰ 農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動をいう。

¹¹ 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度をいう。

環境の見直しを行うことで、他の従業員も作業しやすくなり、企業全体の労働生産性が向上することや障害者自らが商品開発に参画することで、ヒット商品が生まれるなど収益の向上に貢献することなども期待される。

さらに、仕入れ・販売等において農福連携等で生産・製造された商品（ノウフク商品）を取り扱うことや農福連携等に取り組む事業者に対するサポートを行うことで、障害者の技術・職業能力の開発・向上の機会の創出や地域社会への貢献を通じた企業価値の向上も期待される。

また、健康経営¹²に取り組む企業が従業員の健康づくりのために農作業に関わる環境をつくるとともに地域の農業にも貢献するといった、農福連携等の新たな広がりの可能性も秘めている。

また、SDGsに対する国民の認知度が約9割に達する¹³中、「一人ひとりの個性や特性をいかして丁寧な手作業でつくったオンリーワンの商品」という農福連携等の価値は、エシカル消費¹⁴に関心のある消費者に1つの新たな選択肢を示すものである。

Ⅲ 農福連携等の現状と課題

令和元年に取りまとめたビジョンに基づく施策の取組状況と課題は、以下のとおりである。

1 認知度の向上（課題「知られていない」）

（1）農福連携等の強みの発信

農福連携等の取組が関係者に浸透していくよう、農福連携等の優れた取組を表彰し全国に横展開することを目的とした「ノウフク・アワード」を実施するとともに、農福連携等の優良事例を紹介するセミナー等を行ってきた。

一方で、農業経営体等からは、農業生産の高コスト化を招くのではないかな等の懸念が、障害者就労施設等からは、障害者等が適応できる作業があるのかな等の懸念が挙げられることがあるなど、農業と福祉の双方の理解を促進する必要がある。

令和4年度の調査¹⁵によれば、農福連携に取り組む農業経営体の半数以上が「農産物の年間売上高が増加した」「収益性向上に対する効果あり」と回答し、福祉サービス事業所の半数以上が「過去5年間の平均賃金・工賃が増加した」「体力がついて長時間働けるようになった」「表情が明るくなった」と回答している。また、地域によっては、障害者就労施設が農業に参入し、認定農業者となり地域の農業生産の担

¹² 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することをいう。

¹³ 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（令和5年12月19日SDGs推進本部決定）

¹⁴ 地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動をいう。

¹⁵ 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）

い手になっている事例も見られる。こうした農福連携等をもたらす効果を定量的に明らかにし、農福連携等の強みとして、農業経営体や障害者就労施設に加えて、両者を結びつける役割を果たす地方公共団体、農業協同組合、社会福祉協議会、地域の農地に関する事務を行う農業委員会等に対して発信していくことが必要である。

また、農業法人を対象とするアンケート¹⁶によると、回答した農業法人1,426法人の約25%が農福連携に取り組んでいると回答しており、農業経営体の中でも比較的経営規模が大きい農業法人において、より農福連携が取り組まれていることがうかがえる。将来の担い手となりうる新規就農者や農業高校・農業大学の学生等に対して、農福連携の意義と強みを発信することにより、就農後、農福連携に取り組む意欲が喚起される環境づくりが必要である。

(2) 戦略的なプロモーションの展開

国民全体への理解促進に向けた取組として、農福連携等のプロモーション、インターネットを活用した情報発信、ノウフクJAS¹⁷商品を始めとするノウフク商品を直接購入することができるマルシェ等を開催してきた。

一方で、令和4年度の調査¹⁸によると、「農福連携の取組を内容も含めて知っている」と回答しているのは、消費者の約8%、企業の経営者又は役員の約9%にとどまっており、国民全体への理解をさらに促進するためには、国・地方公共団体・関係団体等が連携してマルシェの開催等の農福連携等のプロモーションをさらに強力に進めていくとともに、エシカル消費への関心が高い¹⁹若年層に向けたSNS等による情報発信、食品企業など実需者に向けたノウフクJAS商品の商談会など、ターゲット別のプロモーションを進めることが必要である。

2 取組のきっかけと定着（課題「踏み出しにくい」）

(1) 農福連携等に取り組む機会の拡大・ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

農業経営体や障害者就労施設等による農福連携等の取組への着手に向けて、都道府県段階でのワンストップ窓口の設置、農福連携等に取り組む手順を分かりやすく整理したスタートアップマニュアルの作成と普及、都道府県段階等における農作業を委託する農業経営体と受託する障害者就労施設等のマッチングの仕組みの構築、マッチングを行う人材の育成、教育委員会等を通じた特別支援学校に対する農福連携に関する情報提供、公的職業訓練における、障害者等に対する農業分野

¹⁶ 公益社団法人日本農業法人協会「農業法人白書2021」

¹⁷ 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格をいう。

¹⁸ 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）

¹⁹ 令和5年度第3回消費生活意識調査結果によると、エシカル消費という「言葉と内容の両方を知っている」と回答した者の割合は、年代別では10代が最も高い数値（14.6%）であった。

での職業訓練等に取り組んできた。農福連携等の取組が盛んな地域においては、都道府県の振興局や市町村が参加した上で、農業経営体と障害者就労施設等が出会う機会の創出、農業経営体等による農福連携等の試験的な実施、障害者等の能力や特性を考慮した作業分解によるしごとの切り出し（受委託を行う農作業の内容の類型化・標準化）といったプロセスを経ている事例が見られており、このような流れを各地域でも生み出していくことが必要である。

また、農業側の理解不足により農福連携等の取組が進まない地域もある一方で、農繁期の集中等から、時期的・地理的に農業と福祉の需給にギャップが生じる地域もあるなど、地域によって課題にバラつきが生じている。

令和3年度の調査によると、「農福連携を積極的に推進していく」と回答した市区町村は5.3%にとどまっている²⁰が、地域ごとの課題に対応した形で農福連携等を推進していく上では、基礎自治体として最も身近な市町村が体制づくりに関わっていくことが必要である。

このため、都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域単位で、市町村の参画の下、農福連携等に取り組むきっかけとなる農業経営体と障害者就労施設等が出会う機会の創出、農業経営体と障害者就労施設等のニーズの把握や地理的な条件等を踏まえたきめ細かなマッチング、農福連携等に関する課題を地域内で共有・相談できる機会の創出を進めていくような体制づくりの必要性が高まっている。

（2）障害者等が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

障害者等の農作業での安全面での配慮など、障害者等が働きやすい環境整備に対する支援を行ってきた。また、障害者が安定して雇用される機会の増大のための支援のほか、現場で障害特性等を踏まえた農福連携等の実践手法をアドバイスする農福連携技術支援者の育成や活動に対する支援を行ってきた。

今後も、能力や特性をいかして障害者等が活躍できる農業を実現するための環境整備や労働生産性の向上にも資するスマート農業技術等の活用や農業生産工程管理（GAP）に取り組むことが必要である。

また、農福連携技術支援者の育成や活動に向けた取組については、都道府県によって取組にバラつきが生じている。農福連携技術支援者の指導により障害特性等を踏まえた農福連携等の実践に取り組むことで、障害の有無等にかかわらず働きやすい環境整備のみならず、全ての作業者の強みを引き出し、生産性の向上にもつながることが期待される。各地域において、農福連携技術支援者の育成と活動の場の確保が進むよう働きかけていくことが必要である。

（3）農福連携等に取り組む経営の発展

²⁰農林水産省「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」（令和4年3月17日）

農福連携等の取組が経済活動として発展していくよう、障害者就労施設等を対象として、農業や6次産業化に関する技術指導やノウフク商品を販売するマルシェの開催等の支援を行ってきた。

今後は、さらに他産業を含む事業者間・地域内外の連携により、販路の拡大や付加価値の向上を図ることが必要である。

また、地域の農業に持続的に取り組む上で必要となる水路や農道の保全管理などの地域共同活動にも障害者等が参画していくことで、農福連携等の取組に対する地域の理解も広がることが期待される。

3 取組の拡大と成長（課題「広がっていかない」）

（1）国民的運動を展開するための基盤の形成

国、地方公共団体、関係団体等のもとより、経済界や消費者、さらには学識経験者等の多様な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を推進していくため、令和2年に「農福連携等応援コンソーシアム」が設立され、ノウフク・アワードの選定による優良事例の表彰と経済界や消費者等も含めた幅広い層への発信や、障害者等が働きやすい環境の整備など現場の課題に対する解決策を話し合う「ノウフク・ラボ」等の取組が行われている。

今後は、農福連携等応援コンソーシアムの会員間の連携により、農福連携等の取組を、農林水産業の発展を目指しつつ、地域共生社会の実現を図る取組として発信していくことにより、経済界や消費者等が、農福連携等を一層身近な取組として捉えていくようになることが期待される。

（2）関係団体等での横展開等の推進

農福連携等の全国的な定着と発展に向け、都道府県の連携を図る組織として「農福連携全国都道府県ネットワーク」が平成29年に設立され、農福連携等の推進に向けた政策提言や全国の事業者が参画する「全国農福連携マルシェ」の開催等を実施している。また、農業団体や経済界の協力により、ノウフク商品のインターネット販売などを通じて、農福連携等の価値を広く普及する取組が行われている。

また、農業団体が、障害者等の雇用の場づくりや農業と福祉のマッチング、地域の多様な団体が連携した協議会やコンソーシアムの設立、企業連携による新しいノウフク商品の開発等に取り組む事例も見られている。

農福連携等がさらに持続的に発展していくためには、地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の各界の協力が不可欠であり、農福連携等応援コンソーシアムや農福連携全国都道府県ネットワークにおける活動等を通じて、具体的な取組を促していくことが必要である。

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

これからの農福連携等の取組においては、農業や農村の担い手と地域で働きづらさや生きづらさを感じている者たちが、「支える側」「支えられる側」という従来の関係性を超えて、共に協働して農業や農村の課題の解決に取り組むことが望ましい。農福連携等を一層強力に推進していくため、これまでに整理した課題への対応に新たなチャレンジを加え、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、次の3つのアクションに取り組んでいく。そして、農業経営体等や障害者就労施設のみならず、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等において、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに1万2千以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする。

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

(1) 地域単位での仕組みづくり

都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域単位でのきめ細かなマッチングを行うとともに、農業経営体と障害者就労施設等が交流し、双方についての理解を深めた上で、農福連携等の取組に着手し、信頼関係を構築しながら、農福連携等を定着させていけるような地域での仕組みづくりが重要である。また、こうした地域の事業者をつなぐ役割や仕組みについて整理し、発信していくことで、地域の農業や福祉を支える関係者の理解を高めていくことが必要である。なお、地域において農福連携等の取組が中断・縮小するような事例がある場合には、その原因や課題を分析し、地域における農福連携等の推進方針を定めていく上での手がかかりとすることも重要である。こうした観点から、次の取組を推進する。

- 都道府県、市町村、農業関係者、福祉関係者、教育機関等の関係者が一体となった地域協議会における、地域の農福連携等の需給状況の把握や年間を通じた農作業の創出、マッチング、地域の農業の特性を踏まえた農作業の受委託のルールづくり、農福連携等の取組主体の拡大に向けた体験会の開催、人材育成等の役割を整理・周知するとともに、こうした取組を後押しする。
- 都道府県段階でのワンストップ窓口の設置や農業者と障害者就労施設等のマッチングを推進する。
- 伴走型コーディネーターによる支援を通じて、障害者就労施設と農家等とのマッチング、事業立ち上げ支援、事業実施・検証・事例報告までを一気通貫に行うモデル事業を実施し、全国へ事例の共有を行う。
- 障害者の就労状況や地域の農作業に知悉した共同受注窓口の活用を進めることにより、地域における農福連携の取組を推進することで、障害者の賃金・工賃向上や社会参加を促し、地域の活性化につなげる。
- 農福連携等の取組の意義や好事例を、地域の農業や福祉を支える団体である各地の農業協同組合、農業委員会、社会福祉協議会等に対して普及していく。

(2) 障害者等が働きやすい環境の整備

農福連携等の取組を地域で広げるためには、引き続き、農作業での安全面での配慮や障害特性等に応じた作業分担など、障害者等が働きやすい環境を整えていく必要があることから、次の取組を推進する。

- 障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、移動式トイレの導入、障害者等が作業に携わる生産施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等を整備する。
- 農業分野において障害者が安定的に通年雇用される機会を増加させるため、農業法人等への障害者の就職等を推進するとともに、農業法人等が障害者を新たに雇用して行う実践的な研修を推進する。
- 障害者就労施設における農業に関する技術習得の機会を確保し、障害者就労施設の基本報酬で評価している施設外就労の取組も活用した農作業の取組を促進する。
- 障害者等が働きやすい環境整備と労働生産性の向上のため、作業をサポートする機械器具、省力化等を図るスマート農業技術等の活用や農業生産工程管理（GAP）の実施を促進する。
- 畜産分野での生産支援組織等における雇用とそれに必要な環境を整備する。

(3) 地域における多様な連携の推進

農福連携等の取組を持続的なものとするためには、加工や販売も含めた通年の雇用や就労の確保、地域の多様な資源、事業分野や事業主体と結びつくことによる付加価値の向上と収益の確保が必要である。また、農福連携等に取り組む事業者間が連携して出荷量の増加や通年出荷に取り組むことにより、競争力を高めていくことも重要である。こうした取組は、地域に新たな「しごと」と「活力」を生み出し、農福連携等の取組主体が、地域の経済や暮らしをさらに支える存在となっていくことが期待される。このような観点から、次の取組を推進する。

- 付加価値向上に取り組んだ結果、工賃を向上させた障害者就労施設を引き続き報酬上評価するとともに、農福連携に取り組む障害者就労施設に対する販売先の確保、6次産業化や経営に関する指導等の支援体制を整備する。
- 農福連携等を行う農業経営体等の収益力の強化、生産性の向上等により経営発展を目指す取組を推進する。
- 農福連携等の特色をいかした6次産業化の取組を推進する。
- 農業団体が行う農業経営、直売所、選果場等における障害者雇用や施設外就労の受入れを、地域実態を踏まえ促進する。
- 産地単位などで農福連携等に取り組む事業者間が連携して行う販路開拓やノウフクJASの認証取得を推進する。
- 障害者就労施設等と企業との連携支援を通じて、ノウフク商品の高付加価値化・ブランド化を図るとともに、国内外の市場に対して販路開拓や販売促進を推進す

る。

- 農福連携等と地域の商工業や観光業、伝統産業をはじめとする多様な資源、事業分野や事業主体を伴走型コーディネーターによる支援を通じて結びつけることで、地方創生に資する農福連携等の取組を推進する。
- 水路、農道等の保安全管理などの地域共同活動における福祉事業所、障害者等の参画促進に向けて、活躍事例の収集・横展開に取り組む。

(4) 専門人材の育成と活躍の場の確保

地域における農福連携等の推進役となる専門人材の育成や活躍の場の確保に向けて、次の取組を推進する。

- 農業と福祉のマッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の専門人材の育成と活動の支援を行う。
- 農福連携技術支援者の指導を受けて障害特性等に応じた適切な作業分担を行うことで、農福連携等の取組の定着につながっている事例を示しつつ、地域において農福連携技術支援者の育成や活動が進むよう働きかけを行う。
- 障害者就労施設に勤務する支援員等が農福連携について理解を深められるよう、農業事業所の訪問や農業体験会等の機会を確保する。

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

(1) 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

農福連携等の取組が持続的に発展していくためには、これから農業を開始する者や教育機関の関係者等に対する農福連携等の理解促進、障害児者が農業を通じて地域社会に触れ合う機会を創出することが重要である。こうした観点から、次の取組を推進する。

- 農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及する。
- 農業大学校や農業高校の学生等を始めとする将来の農業の担い手になり得る者が農福連携を学ぶ取組を推進する。
- 教育委員会等を通じて特別支援学校に対する農福連携等に関する情報提供を行い、特別支援学校の教員が農福連携等を学ぶ機会を創出するとともに、特別支援学校で農業に関する実技や実習を行う意向がある場合に、農業者が協力・支援を行うよう働きかけ等を行う。

(2) 新たな価値の発信

農福連携等への企業の参画を促し、多様なアイデア、技術、人を結び付けていくことにより、新たなビジネスチャンスや付加価値を創出するとともに、多様な形で農福連携等に携わる者が増加していくよう、次の取組を推進する。

- 農福連携等の事業者と食品企業等の実需者との商談会等を実施することにより、

マーケットイン型の農福連携等を推進する。

- 経済団体等と連携し、特例子会社において、生産物の高付加価値化に取り組むなど農業経営を発展させている事例や地域貢献にも取り組む事例など、企業の立場から農福連携等を実践している事例の横展開を図る。
- ノウフク J A S 商品の活用や農福連携等に取り組む事業者に対するサポートなどの企業に取り組む農福連携等の付加価値向上に向けた優れた取組を表彰し、横展開を図る。
- 関係省庁等の連携によるノウフク商品の食堂での活用、農福連携全国都道府県ネットワークによるマルシェの実施等の普及・啓発を行うとともに、このような取組を民間企業等にも広げていく。
- SDGs に関心のある食品企業、小売企業、メーカー等向けにノウフク J A S の意義の普及やノウフク J A S 商品の商談会を実施する。
- エシカル消費や社会課題の解決に関心のある若年層向けに SNS 等による情報発信を行う。

(3) ユニバーサルな取組への進化

農福連携等応援コンソーシアムにおける取組をさらに拡大し、経済界や消費者との接点を増加させながら、農福連携等の意義や取組事例について、更なる普及に取り組むことが必要である。また、これまで各地で育まれてきた農福連携等の知恵やアイデアは、世界に先がけて少子高齢化や人口減少に直面する課題先進国・日本ならではのソフトパワーである。こうした観点から、次の取組を推進する。

- 11月29日を「ノウフクの日」に設定し、農福連携等応援コンソーシアムに参画する関係団体や企業等が協働して、ノウフク J A S 商品を始めとするノウフク商品の販売等、農福連携等の更なる展開や普及に取り組む。
- 農福連携等応援コンソーシアムにおいて、会員が有する専門的知見やネットワークをいかして、ノウフク商品の共同販売や現場の課題を解決する商品・サービスの共同開発等を行うような仕組みを構築する。
- 国際的な交流機会等を通じて、農福連携等の先進的な取組事例を海外に発信していく。

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

(1) ユニバーサル農園の普及・拡大

ユニバーサル農園は、障害者のみならず、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画の場を提供するとともに、高齢者や障害者等の健康増進や生きがいづくり、メンタルヘルスの問題を抱える者等の精神的健康の確保、働きづらさや生きづらさを感じている者への職業訓練・立ち直り

の場の提供など、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場である。特に、人口が集中する都市部において、そのような場としての役割が期待される。ユニバーサル農園の取組を普及・拡大していくため、次の取組を推進する。

- 市民農園をユニバーサル農園として利用していくケースも含めて、ユニバーサル農園の具体的な導入や運営方法のノウハウを取りまとめて普及を図る。
- ユニバーサル農園、福祉施設等において、農業、福祉、教育等の様々な関係者が連携して、農福連携等の取組を通じた就労支援、健康づくり、介護予防、フレイル対策、リハビリテーション、メンタルケア等に取り組む事例を、都市部における取組事例も含めて普及する。
- 高齢者が農作業等を通じて、運動機能低下、閉じこもり等の予防を図るなど、地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動を行うNPO法人に対して立ち上げ支援を実施する。
- 直ちに就労することが著しく困難な状態にある生活困窮者に対して、農作業等を活用した支援プログラムや就労体験を通じて農業等を知る機会を提供するとともに、農業法人等で就農等に向けた就労訓練を実施する。
- 重層的支援体制整備事業において、市町村の民生部局と農林水産部局が連携して、支援対象者やその家族に寄り添いながら、ユニバーサル農園における農業体験や農業での就労へのマッチングを行う取組を周知する。
- 障害者の生涯にわたる学びの場として、ユニバーサル農園における農業体験等の活用を推進する。
- 利用者の農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や休憩所などの安全・衛生設備の整備を支援する。

(2) 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の地域で働きづらさや生きづらさを感じている者の中で農業に関心を持つ者を農業での就労につなげていくためには、一人ひとりの身体的・精神的特性、就労スキル、経済的事情等に応じた、きめ細かな農業へのマッチングや生活のサポートを行っていくことが重要であることから、次の取組を推進する。

- ハローワーク、障害者就労施設等、特別支援学校、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の就労支援や雇用を促進する。
- 公的職業訓練において、障害者等に対する農業分野の職業訓練を実施する。
- 地域協議会等の仕組みやセミナー等において、社会的に支援が必要な者に対する農業での就労支援と生活支援を一体的に行っている事例を取りまとめて普及を図る。
- 保護観察所において、就農を含む雇用や受入等の連携先となる協力雇用主やソーシャル・ファームを開拓する。

- 矯正施設における就農体験や職業訓練等を通じた技能等の習得、就業支援センター等における農業実習等を通じ、犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた取組を推進する。
- 矯正職員や保護観察官等を対象として、農福連携等について学ぶ機会の創出や研修等への参加促進に努める。
- 犯罪をした者等のうち農業での就労が適当であると認められる者と農業分野での協力雇用主等とのマッチングを推進する。

(3) 林福連携・水福連携の推進

林業や水産業においても、傾斜地、高所、海上等の特殊な環境での作業があることにも留意し、障害者等の安全面での配慮を図りつつ、障害特性等に応じた取組を推進する必要がある。林業分野については、木材加工やきのこ栽培、苗木生産等において、水産業については、養殖業や水産加工業等において、福祉との連携の取組の拡大が期待される。また、農福連携の対象を、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者に広げていくことにより、林業や水産業においても取組の拡大が期待される。こうした観点から、次の取組を推進する。

- 林業や水産業において、関係団体と連携して、林福連携・水福連携の全国的な取組事例の把握や、「障害者就労における林業・水産業等と福祉との連携におけるガイドブック」の周知・普及等を通じた林福連携・水福連携への参画に向けた現場への働きかけに取り組む。
- 林業や水産業において、障害者就労施設等が求めるニーズに対する林業者・漁業者等による技術指導等の機会の創出やマッチングを推進するほか、林福連携・水福連携の取組を通じた障害者等の安定的な雇用機会の拡大に資するよう、障害者以外の社会的に支援が必要な者も含めた、事業体での障害者等の研修等を促進するとともに、作業に従事する障害者等の十分な安全確保が可能となるような技術指導等の充実に取り組む。
- ノウフク J A S 等の一定の基準を満たすきのこ類や水産加工物等について、ノウフク商品として農産物と一体となった商品展開を行うなど、農業分野と連携した取組を推進する。
- 林福連携や水福連携を行う経営体等の収益力の強化、生産性の向上等により経営発展を目指す取組を推進する。